

各事業所管省庁あて

事務連絡（依頼）  
自主行動計画の改定・徹底について

中小企業等の活力向上に関する  
ワーキンググループ  
2023年4月5日

雇用の約7割を支える中小企業において賃上げを実現し、「成長と分配の好循環」の実現に繋げるため、価格転嫁は喫緊の課題であり、先日の政労使の意見交換の場において、岸田総理から「業界団体にも、自主行動計画の改定・徹底を求める」旨が表明されました。各業種を所管される関係省庁におかれても、業界団体と調整の上、自主行動計画をさらに改善し、徹底的に実行する対応を行い、中小企業が価格転嫁しやすい環境整備に取り組むことが必要不可欠です。

上記を踏まえ、各事業所管省庁におかれては、所管する業界団体において、「自主行動計画の改定・徹底」に向け、下記の1. 及び2. に掲げる事項が着実に実行されるよう、取り計らい願います。これらについては、次回の官邸WGにおいて状況を確認させていただきたく予定です。

記

1. 自主行動計画の改定

全ての業界団体において、以下の指摘等を踏まえ、自主行動計画の改定を検討いただきたい。

(1) 下請Gメンヒアリングの結果等を踏まえ、具体化・明記が必要な事項

3月17日開催の中小企業政策審議会 取引問題小委において、下請Gメンのヒアリング結果を踏まえた中小企業庁からの指摘（※）で

- ・「自主行動計画の具体化」（現状では指摘事項に関する記載がないため、計画に具体的な記載を求めるもの。振興基準を超える内容であるが、問題点に鑑みて記載が望ましい内容）
- ・「自主行動計画の明記」（策定済みの自主行動計画において指摘事項に関する記載がないが、既に振興基準には位置づけられているため、計画にも記載を求めるもの）が必要と記載されている項目について、自主行動計画の改定、追記等を実施し、業界団体としての対応方針を策定していただきたい。

また、昨年末、公正取引委員会は、「独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に関する緊急調査の結果」（令和4年12月27日）を公表しており、この結果に基づき、「受注者

からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要」であること等についても追記いただきたい。

※ 下請Gメンのヒアリング結果を踏まえた中小企業庁からの指摘

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/torihikimondai/017/003.pdf>

## (2) 審議会等における指摘を踏まえた事項

### ①トラック業界に関して：

2024年問題や、トラック運送業界において価格転嫁率が非常に低いことについて、トラック運送業界が持続的な発展をしなければ、各業界の事業にも重大な支障が出ることから、これらの問題は荷主問題でもあるとの認識の上、荷主として責任ある主体的な取組が必要。

については、自主行動計画において、「適正な運賃水準となるよう配慮する」旨、記載していただきたい。

## (3) その他、各業界団体において把握している、その業種特有の課題への自発的取組み

## 2. 自主行動計画の「徹底プラン」の策定

上記審議会において、自主行動計画に同趣旨の内容の記載があるものの、下請Gメンによるヒアリングでは、その徹底が不十分である実態が確認され、業界ごとに「自主行動計画の遵守が必要」との指摘された項目については、各業界団体自ら策定した計画の信頼性・実効性を損なうおそれもあり、早急に遵守、徹底のための対策が必要。

このため、「自主行動計画の遵守が必要」とされた項目について、業界団体として計画を遵守するための具体的な行動方針・改善方策を「自主行動計画の徹底プラン」（名称は適宜、設定可）として、作成していただきたい。

当プランの具体的内容については、

①指摘があった項目ごとに、

②業界団体に所属する各社が共通して行う対応方針として、「各社において絶対に実施しない事項」と「各社において可能な限り実施する事項」、

を設定し、その上で

③これらの対応方針について、業界団体として責任をもって実施するためのプロセス（例：団体としての独自のフォローアップ調査の実施や、内部に実施委員会を設置する等）

を検討いただきたい。

更に、可能であれば、業界全体での目標設定（発注側としての価格転嫁率や、現金支払いの割合等）についても検討いただきたい。

※ この「徹底プラン」は、「特に現下の物価高騰時において集中的に実施すべき事項」として、自主行動計画の附則として新設されても、或いは、「今後とも中長期的に取り組む事項」として自主行動計画の中に盛り込んでも、いずれも可（ただし、公表していただきたい）。

次頁に例を掲載しておりますので、参考にしていただければ幸いです。

(例)

●●業界における自主行動計画の徹底プラン

2023年●●月

●●工業会

中小企業庁が2023年度に行った下請Gメンのヒアリングでは、●●業界において、「～～～」や「～～～」など、自主行動計画に記載があるものの、その取組が不十分、遵守が徹底されていない事項が確認されたところ。当団体の自主行動計画での記載事項の更なる徹底、遵守の強化をはかるため、●●工業会の所属各社において、代表者以下、調達部門を中心に社内一丸となり、以下の事項の徹底に取り組むこととする。

また、当徹底プランの遂行に向け、各社とも、調達部門のみならず社内隅々と、取引先に対して周知を行う。さらに、当工業会内に、「取引適正化のためのアクションプラン実施状況調査委員会」を設置し、各事項の実施状況についての調査を実施し、その結果を踏まえて議論し、当徹底プランの改定にも取り組む。

## 1. 価格交渉について

### 1) 指摘事項

- ・定期的な協議の場だけでなく、労務費、原材料費、エネルギー価格などのコスト上昇があった場合は、十分な協議が行われることが必要。
- ・その際、合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、賃金の引上げ等が可能となるよう、十分に協議して決定されるように徹底することが必要。

### 2) 対応方針・改善方針

#### ①各社において絶対に実施しない事項

- ・～～～。
- ・～～～。

(記載例)

- ・労務費については、取引先中小企業において自助努力で解決すべき部分として、交渉や転嫁自体を拒否すること
- ・取引先中小企業からの提案内容を確認せずに、「他の取引先は言ってこない」といった外形的な理由のみで拒否すること

#### ②各社において可能な限り実施する事項

- ・～～～。
- ・～～～。

(記載例)

- ・原材料費やエネルギーコスト、人件費等が高騰している状況を踏まえ、調達本部長名のレターを、価格交渉についてのフォーマットや交渉事例とともに取引先に送付し、取引先に対して価格交渉を申し出てほしい旨を呼びかける。
- ・これまで価格交渉のフォーマットに記載の無かった人件費や電気代についてフォーマットにも明示的に追記し、新たに価格交渉の対象となることを呼びかける。

- ・価格交渉についての相談窓口を設置し、利用を呼びかける。
- ・自社の賃上げ相当分までであれば（例：A社が5%の賃上げを実施するのであれば、A社は取引先中小企業に対して5%まで）、賃上げ分の価格転嫁に応じる旨周知する。

## 2. 原価低減要請について

### 1) 指摘事項

- ・客観的な経済合理性を欠く原価低減要請、十分な協議手続を欠く要請が行われないよう徹底されるべき。

### 2) 対応方針・改善方針

#### ①各社において絶対に実施しない事項

- ・～～～。
- ・～～～。

(記載例)

- ・根拠を提示せずに、「今期は、一律●%の原価削減をお願いします」等のレターを送付したり、口頭で要請すること（価格交渉や価格転嫁の機運を削ぎ、中小企業を萎縮させかねないため）。
- ・新規の取引契約時に、3年間、毎年●%の原価低減を行うことを取引条件として求めること。

#### ②各社において可能な限り実施する事項

- ・～～。
- ・～～。

(記載例)

- ・原材料費、労務費、エネルギーコストが上昇している状況に鑑み、半年に1度等の頻度で実施している定期的な原価低減要請を廃止する。

## 3. 内示と発注の差について

### 1) 指摘事項

- ・内示と発注に大きな乖離が生ずる場合には、下請事業者の費用負担の軽減を図るため、十分な協議が必要。

### 2) 対応方針・改善方針

#### ①各社において絶対に実施しない事項

- ・～～～。
- ・～～～。

(記載例)

- ・内示と実際の発注に差があるにもかかわらず、内示数量に基づいて有償支給材料を支給すること
- ・下請事業者が製造を着手した後または原材料を調達した後に、内示数量よりも少ない数量の発注を行うこと

②各社において可能な限り実施する事項

- ・～～。
- ・～～。

(記載例)

- ・内示と実際の発注に大きな差（例えば、内示の半分以下の発注となる際）には、単価が異なることから、再度、価格交渉を行うこととする。

#### 4. 補給品について

1) 指摘事項

- ・量産期間終了後、発注数量、納入頻度が変わる場合には、諸コストを考慮して取引対価が見直されることが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・～～～。
- ・～～～。

(記載例)

- ・量産段階と補給品段階で、年間の注文数に差がある（例えば、半分以下など）にもかかわらず、量産段階の単価のまま、取引先に発注しようとする事。
- ・量産の終了時期を示すことなく、量産時と同じ価格で発注し続けること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・～～。
- ・～～。

(記載例)

- ・量産段階と補給品段階では、発注規模に当然大きな差があることから、量産フェーズの単価を使うことを一律で禁止し、補給品の単価については、その時期の発注予定個数を提示しながら、再度交渉することとする。
- ・量産終了後の補給品は、取引先に対して、数量条件を盛り込んだ見積依頼を改めて行い、価格交渉を行ってから、発注することとする。

#### 5. 支払条件について

1) 指摘事項

- ・2026年までに支払方法の現金化を進めていくことが望まれる。

## 2) 対応方針・改善方針

### ①各社において絶対に実施しない事項

- ・～～～。
- ・～～～。

#### (記載例)

- ・長年、手形払いであることを理由として、取引先が現金化を望んでいるかどうか確認することなく、振興基準で努力義務とされるサイト 60 日を超える 90 日での手形払いを続けること。
- ・サイト 120 日のファクタリング代金支払いを、現金払いに変更する際に、●%分を減額すること。

### ②各社において可能な限り実施する事項

- ・～～。
- ・～～。

#### (記載例)

- ・手形払いから現金払いに変更する際には、一方的に手形の割引料相当額や、振込手数料を取引先に負担させることなく、現金化を行うこととする。
- ・取引先の中小企業との関係で、一律で手形払いをやめ、現金払いに切り替えることとする。

## 6. 型取引

### 1) 指摘事項

- ・型取引の適正化が徹底されることが必要。

### 2) 対応方針・改善方針

#### ①各社において絶対に実施しない事項

- ・～～～。
- ・～～～。

#### (記載例)

- ・所有権の所在を曖昧にしたまま、24 回払い、36 回払いとすること。
- ・双方で協議することなく、一方的に保管費用が型代金に含まれるとの覚書にサインさせ、保管料の支払いを行わないこと。

#### ②各社において可能な限り実施する事項

- ・～～。
- ・～～。

#### (記載例)

- 所有権の所在を明確にし、その上で、適切な廃棄ルールを設定する。また、近隣の駐車場等の相場を参考に、保管料の支払いを行う。
- 発注側に所有権がある型の代金について、一括で支払うこと。
- 年に1回、型の保管状況を取引先に確認し、双方で話し合い、保管・廃棄の方針、保管料・廃棄料の負担ルールを決める。